

戦前期女子高等教育と中等教員無試験検定

比較教育社会学コース 佐々木 啓 子

Licensure of Teachers from Women's Colleges in Pre-War Japan

Keiko SASAKI

This paper describes and analyses the demands for automatic licensure of high school teachers in the light of institutionalization of higher education of women in the pre-war Japan by tracing the movement of the students and the educational organizations and examining the response of the government.

In the latter Taisho to the early Showa era, many women enrolled in college and completed their college course to get licensure of teachers. The government started authorizing selected educational institutions to give license to their graduates who completed their teacher education program. Many women's colleges applied for accreditation primarily because it ensured automatic licensure for their graduates. But it was not only reason. By being formally allowed by the government to issue teachers licenses, those schools could show that they have enough contents to take part in such an important function of the modern state. To be short, they were legitimized in the apparatus of modern state. This caused the expansion of the higher education of women and this expansion accelerated the institutionalization of the higher education of women.

目 次

- I. はじめに
- II. 女子高等教育の形成と変容
- III. 女子高等教育と中等教員資格
- IV. 教職就業状況と量的拡大
- V. 職業資格の学歴資格への転化
- VI. まとめ—レジティマシーの形成と意味

I. はじめに

日本の女子高等教育は男子を対象とするそれにやや遅れてしまったものの、戦前期には大きな展開を遂げた。

そうした女子高等教育の発展が女子の職業、特に教員養成との関連を一つの軸としていたことは、日本における女子高等教育が、明治19年の女子の高等師範学校の成立、すなわち高等女学校および女子師範学校の教員養成をもって始まることにも明らかである。それは明治期を通して大学への道を閉ざされていた女子にとっては唯一の官立の高等教育機関の成立でもあった。女子教員といえば初等教員を意味していた中で専門職としての中等教員は官僚、医師、弁護士につぐ職業であり、初等教員よりはるかに高い社会的地位と報酬が与えられ、(天野、

1983, p.160) 女子の経済的自立を可能とした数少ない職業資格であった。したがって、中等教員資格を焦点として、この資格が専門的職業資格として女子の高等教育の発展に重要な役割を演じ、戦後に続く女子の職業領域拡大の起端としてどう位置づけられるかを論じることには大きな意義があることはいうまでもない。

他方でマクロ的にみれば大多数の卒業者がその資格や知識を職業領域で生かすことなく家庭へ入っていったという事実は歴然としている。そうした事実から既存研究はむしろ文化資本の豊かな階層の再生産を行う場としての機能を強調する傾向にあった。(天野正子, 1986, 1987) いわば近代における女子高等教育は労働市場とは相対的には独立して「私事」の領域においてその社会的要求を拡大させていったことになる。

しかし、ではなぜ近代国家の学校体系のなかで制度化されていったのか。就業率の低さによって女子高等教育の手段的機能を疑問視するならば、むしろそのような就業率の低さにも関わらず中等教員を始めとする職業的専門教育と結びついて量的拡大を果たしたプロセスこそ問題としなければならないであろう。「専門職仮説」と「文化資本仮説」とを二項対立的にとらえるのではなく、その間のダイナミックな関連こそ進学意欲と教育制度そして労働市場とを視野にいれつつ分析することが必要だろ

う。

そうした視点から本研究が着目するのは戦前期日本における「中等教員無試験検定資格制度」である。「中等教員無試験検定」とは中等教員資格検定試験において、筆記、口頭、実技等の試験を受けることなく、その資格付与の認定を受けた教育機関の課程を修了することによって師範学校、中学校、高等女学校教員資格を取得できる制度である。

戦前期の教員養成制度についてはすでに多くの研究が蓄積されてきたが、それらはおおむね大学や専門学校での開放的間接養成か高等師範学校などの教員養成機関による直接養成かの是非や、教員需要の観点から直接養成による調整の必要性などを巡っての政策論的視点で論じられ、あるいは、社会的視点では教員の特性や教師の社会的地位などを中心に扱ってきたが¹⁾、女子の高等教育にとってどのような意味をもつものであるかについての研究は皆無といってよい。しかし女子にとって「教員資格」は教員となることよりはるかに大きな意味を持っており、女子の高等教育の拡大自体にも重要な影響を与えたのではないだろうか。したがって、本稿では、中等教員無試験検定を、その制度的意味、各教育機関の対応および学生の志向という三つの視点からとらえることにより、職業資格制度と高等教育の関係を考察し、さらに戦前期の女子高等教育の制度化に果たした役割を検討する。

II. 女子高等教育の形成と変容

明治初期の欧米の文化移入の過程において女子教育に及ぼしたキリスト教主義の女学校の存在は小さからぬものがある。これらはキリスト教の伝導のために西洋的教養を教授しようとするものであり、女子高等教育の一つ系譜を作るものであった。さらにこれに触発されるように日本の伝統的婦徳の涵養を重視し日本古来の文化の伝達を主とする教育を行う女学校が設立され、両者はともに戦前期の「教養系」といわれる女子高等教育を形成した。明治～大正期のわが国の女子高等教育の黎明期にこのような教育を享受し得たのは高い階層の女性たちであり、その父親あるいは夫となるべき人の社会的地位に相応しい高度な教養を習得するための高等教育として位置づけられる。

「夫は、その当時、海軍士官学校の専攻科学生でした。大尉でした。…夫の妻への条件というのが、英語が出来る、音楽が出来る女性ということでしたので、有り難いことだと思っています。…結婚の為、本科を途中でやめ

たのです。かなり勉強したおかげか、首席で卒業できました。…夫は旅行好きで、公私用交せて、結婚前、22回も外国旅行しています。結婚後も幾度も外国旅行しました。私も同伴して色んな所へ行きました。…卒業後、職に就いたということはありません。今現在も、これから職に就きたいとは思いません。」(1921年卒業) (『高学歴女性のライフコース』1988, p.211)

しかしこのような特権の身分にある女性が家庭でその文化資本の維持存続のみに従事し得る状況も次第に崩壊し始めるのである。

「私は、母の影響もあって、家事は一切出来ませんでしたので、それでもよいとおっしゃってくれる人(結婚相手)がいらっしゃればと考えていたのですが、…(結婚後は)主婦業にいそしみました。といっても、家事はしませんでした。家事をしないで済む、私の母のような身分ではなかったのですが。次女は、その事で、かなり苦勞したと言っております。」(1921年卒)(同上 1988, p.212) (括弧内は執筆者による加筆)

そして大正期以降の新中間層の増大は資産に依存する生活の可能性を減じていた。

「父は官吏職についていました。…当時にしてはかなり裕福な家で、女中さんは最低2～3人はいつもおりましたし、一番栄えた頃はおかかえの車夫も3人いました。女子英学塾にはいった頃は、昔ほど裕福ではありませんでしたが、父が官吏職を引退しましたので家の財産によって生活しておりました。」(1917年卒)(同上 1988, p.203)

さらにその父親あるいは配偶者の退職、失業による生活の困窮から、中産階級以上の女性であってもその生活を支える必要性が現実がものとなりつつあった。

「父親は、警察官をやっていましたが辞職し、その恩給をもらいつつ、運送業、旅館経営など、いくつか事業をおこしました。その度、母親も手伝っておりましたが、生活は楽ではなかったようです。」(1928年卒)(同上 1988, p.275)

「…母は父が早く亡くなったので、子供をかかえてとても苦勞しました。当時(母が卒業した)K女学院では教師の資格はとれなかったので、(母は)家で個人教授をしたこともありました。母は子供達に未亡人になった時に備えて、先生の資格をとるよう勧めていました。だから、私が上の学校に行きたいと言った時も、賛成してくれました。」(1922年卒)(同上 1988, p.266) (括弧内は執筆者による加筆)

このように文化資本伝達の高等教育から女子の経済的自立の手段としての職業資格への要請が高まってくるまでに多くの時間を要しなかった。

専門的職業教育としての女子高等教育への要請を生み出した社会経済的要因の一つとして、しばしば日露戦争が挙げられる。「多数の戦争未亡人を生み、自身の力で家族を養い、子供を育てていかなければならない境遇に立った婦人達は、自活の道を求め」職業資格の取得できる高等教育機関を目指したのである。「専門職業人である女医を養成することを目的とした東京女医学校も戦後の明治39（1906）年の春には志願者が著しく増加し、従来50～60人にすぎなかった学生数が、200人にも激増」（『東京女子医科大学小史』p.87）するなど、女子の専門職業教育に対する要望は次第に高まってきていた。

しかし職業資格に対する関心はすでに明治10年代にも認められる。各種職業学校に男子の中に変則的に入って医学、外国語、数学、画学といった実学を学ぶ女子生徒が少なからず存在し、それは職業系の女子高等教育の可能性を示唆するものであった。（桜井役，1943，p.45）そもそも明治期より急速な近代化を推進する必要に迫られていたわが国の高等教育は、大学とは別系統の職業教育と密接に結び付いた専門学校を発達させた。（天野郁夫，1989 pp.43-67）明治期に創設された女子高等教育のなかにもこのような傾向を強くするものも少なくなかった。明治35年に私立学校として設立され、同45年に専門学校の認可を受けた東京女子医学専門学校はいうまでもなく、「婦人の英学を専修せんとする者、並に英語教員を志望する者に対し、必要の学科を教授するを目的」（『津田英学塾四十年史』p.46）とする津田英学塾、「女子ノ美術的技能ヲ發揮セシメ専門ノ技術家及教員タルベキ者ヲ養成スル」（『女子美術大学八十年史』p.3）女子美術学校など、明治30年代に創設されたわが国の女子専門学校の多くが設立趣旨として女性の職業領域への進出を掲げていたのである。

Ⅲ. 女子高等教育と中等教員資格

女子の就業が特に中産階級以上の女性にとって非常に限られていた時代にあって比較的容易に女子の職業として承認を得たのは教師であった。女子の社会進出を促進する社会経済的要因と女子を家庭に押し込めようとする規範との相剋のなかで、教師という職業は育児天職論（木下比呂美，1982）の延長線上にあり必ずしも従来の女性の規範に背反するものではなく、女性にとっては最も身近な職業であった。中でも高等女学校の「家事科・裁縫科」教員は国家家族主義を良妻賢母教育で支えるという使命を担わされていたため女性の教職への就業を促進することとなった。この中等教員資格を生徒、各教育

機関はそれぞれどのように捉え、それに国家はどのように対応していったのであろうか。

戦前期、最も需要の多かったのは家事・裁縫科教員であった。大正期における高等女学校進学者の急増は、東京および奈良の両女子高等師範学校による養成計画ではとうてい補えるものではなく、このような社会的要請に水路づけられるように女子専門学校の「高等師範科」を始めとする教員養成課程への進学が高まる。女子専門学校のなかで比較的早く中等教員無試験検定資格を付与された学校の一つである日本女子大学校における生徒の動向を探ってみよう。

日本女子大学女子教育研究所の「大正期の本学卒業生に対する調査報告」（1975）によれば入学の動機として「女学校だけでは物足りなかった」を挙げる者がいずれの学部でも高い数値となり、特に「家政学部」で最も高い71.1%となっている。しかし、「昭和前期の日本女子大学卒業生に対する調査報告」（日本女子大学女子教育研究所，1984）の「家政学部師範科」の卒業生を対象とする調査によれば、その志望理由のなかで「その分野が好き」を挙げる者は5.1%と少なく、最も多いのが「その分野（家政師範科）であれば両親が進学を許してくれた」の24.8%で、次に「資格・免許の取得」24.1%が挙げられている。「同校の家政学部師範科の競争率は、年々高くなり、翌年には2.9倍、大正9年には5.2倍になる。大多数が職業婦人をめざしての入学で、国文や英文に入る学生とは、いささか肌合いを異にしていた。」（林えりこ，p.49）

大正7年によく日本女子大学校への進学を許可されたTは、「…それなら国文へと、口の先まで出かかったが、文学で身が立つはずがないと日頃から言う父親に、生活の手だてになる（家政学部）師範科へ入学することで、報いたのであった。」（同上 p.30）（括弧内は執筆者による加筆）と不本意な学部への入学が語られている。東京女子高等師範学校進学者のなかにも同様の回想がみられる。

「…女高師では理科へ進みたいと思っておりましたが恩師の先生（女）が、家事科を勉強するのでもなければ、女は男の上には立てないと言う話をして下さり、いろいろ迷ったあげく、家事科へ進むことにしました。」（大正12年・家事科卒）（『お茶の水出の50年』，p.38）

このように、より高度な知識を得ようとする学問的要求も、資格取得、特に確実に就業に結び付く職業的専門教育を通じてしか達成できなかった者の多かったことを物語る。

しかも、いくらかは納得して進学した「家政科」でも、

十分にその学問的要求が満たされない場合もあった。

「女高師での生活はあけても暮れても裁縫ばかり、つまらなくて文科か理科へ転科したくて、ずいぶん授業をさぼってしまいました。しかし、何も女高師まで来て裁縫ばかりしているのに疑問を感じていた人がわたしの他にもいて、5人程で、校長先生の所へ直談判に行ったんです。…要するにわたしたちはもう少し学問をしたいということなんです。」(大正11年・臨時教員養成所体操家事科卒)(同上 p.29)

しかし教員資格付与課程を選択することによって生徒の目的の幾分かを達成する可能性も十分あったのである。

「女の画家になる事を諦めさせよう」とする両親との歩み寄りから「絵も描ける、先生にもなれる、針も持てる」と大正12年に女子美術学校の「高等師範科・刺繍部」へ入学した例など(『女子美術大学略史』, p.129)は、女子が男子と伍して高等教育を受け職業領域へ進出することが一般に認められなかった時代において教員という職業資格の取得を条件とすることによる知識の習得の方法であったことを示している。

教員資格に限らず、一般に高等教育機関によって付与される職業資格認定は、そこで教授される知識と技能の質を保証する手段として²⁾各教育機関の威信の確保には重要であった。『聖心女子学院五十年史』は大正9年の専門学校第一回卒業生による検定試験受験の模様を次のように記している。

「…この試験は単に二人が中等教員の資格を得るということではなく、学校の実力を世に問う大きなチャンスであり、やがて英文科に対し無試験検定の資格が与えられるか否かという重大な試験であった。」(『聖心女子学院五十年史』, p.402)

また、公立女子専門学校においてはその地域における女子の高等教育の設立に中等教員無試験検定資格の付与は重要な意味をもっていた。

「私が検定試験を受けたのは専攻科(県立広島高等女学校)を卒業した年の秋である。家事裁縫科(一部)の卒業生にはすでに検定試験の合格者もあったが、国語科(二部)にはまだ実績がなかった。だが、女専昇格運動をすすめる上にも検定合格の実績が重要だときいていたので、受験を思い付いたのである。」(専攻科五期国文)(推定大正15年卒)(『広島女子大学創立六十周年記念誌』, p.106)

中等教員の「無試験認定」付与の認定を受けることは高等教育機関、とくに私立の専門学校にとってのはその機関の公的承認と名声を高め、さらに高等教育適格者を選定するという利益をもたらし、(E.Grady Bogue &

Robert L.Saunders, 1992, pp.119-136) 学校運営上、重要な特典となる(天野郁夫, 1989, p.114)。学校によっては「専門学校令」よりもこの中等教員無試験検定資格の認定を重視するものもあった。例えば女子美術学校においては、莫大な経費を要する「日本画科・西洋画科」の維持存続のための多様化策として設置された「裁縫科」にこの資格が認可されなかった責任をとって、大正10年、裁縫科主任教師が辞表を提出するという事態まで生じた。(『女子美術大学略史』, p.22)しかし、大正12年の再申請による「裁縫科」の無試験検定認可に続き、翌大正13年に「絵画科高等師範科」卒業生にも無試験検定資格が認可された時は「絵画科に対するものは、私立としては我が国唯一のものであり、学校関係者一同非常にこれを喜んだ」が、昭和4年に専門学校への昇格が実現した時は「当時すでに『菊坂の女子美』という名で世間に通用」していたため「いまさら改めて専門学校に昇格したことが、あまり実感としてせまってこなかった。」(同上 p.54)と率直な感想が述べられている。一方、共立女子職業学校でも昭和4年まで「専門学校」に昇格することなく「各種学校」にとどまっていたが、その「高等師範科」は明治44年にすでに「裁縫科」無試験検定の認可を受けていたため、多数の中等教員(高等女学校裁縫科教員)を養成し弛みなく拡大発展し続けたのであった。(『共立女子学園百年史』)大正3年における同校高等師範科の卒業生38名のうち36名が中等教員無試験検定により教員資格を取得し、そのうち27名が各地の高等女学校に、3名は同校教員に就職という実績を示していた(『桜の友』15号, 大正15年)。

このような職業的資格付与の認可に対する各校の対応は教養主義といわれた女子専門学校においても同様の傾向を示した。青山学院女子専門部では大正2年の中等教員無試験検定資格の認可申請が却下された時の状況について次のように記している。

「日本で三番目に女子専門学校の認可を受け、名実ともに優秀な実績を示しながら、わが校はミッション・スクールであるばかりに、無試験検定の認定がなく、完全な女子専門学校として独立することができなかった。」(『青山女学院史』, p.182)

このような資格認定に対する同校の過敏ともいえる反応から、文部省より渡された注意事項の「一、倫理科中国国民道徳に関し毎週相当の教授時間を置くこと」(大正三年二月六日付文部省通達)の一条に対しては国民道徳の専門家である滝浦文学士を招聘しその強化をはかって速やかに対応したのであった。(『青山女学院史』, p.183)³⁾

教育機関にアクレディテーションを付与するのは職業資格のみではない。職業資格に対する認識が高まるなかで明治36（1903）年に公布された「専門学校令」は、各種職業資格取得のための準備教育を行っていた多様な教育水準をもつ私塾的専門諸学校（各種学校）に高等教育機関として法的基盤を与えるものであった。しかし実際にはそれらの学校の現実の水準を承認し、その最低基準を示すものにすぎなかったのである。（天野、1976）これに対して医師・教師といった職業資格認定に関する基準判定については、レベルの維持の必要から国家統制が加えられていたため、「専門学校令」に比べ確実にその機関の教育のレベルが保証されていた。医師養成に関していえば明治39年の「医師法」により医術開業試験の受験者を医学専門学校の卒業者に限定する措置が打ち出され、大正8年には従来の医術開業試験は廃止されたが（橋本敏市、1992）、中等教員養成に関しては「機関養成」と「検定試験」とともに存続し、教員需要の量的確保に寄与することとなる。ここでいう「機関養成」とは高等師範学校および女子高等師範学校および臨時教員養成所による直接養成であり、「試験検定」は教員検定規程に該当する者に予備試験と本試験の受験資格を与えるものであり、「無試験検定」は政府が指定あるいは認定する学校の卒業者がその取得に必要な課程を修了することによって付与される教員資格である。このうち「無試験検定」は当初、官立の大学・専門学校——東京帝国大学、東京外国語学校、実業専門学校など——に限られていたが、大正中期以降、私立の大学および専門学校にも拡大されることによって、やがては中等教員検定合格者の大部分を占めることになる。

（グラフ1）は大正4年から昭和7年までの中等教員合格者に占める「試験検定合格者」と「無試験検定合格者」の実数の推移である。これによれば、「試験検定合格者」は男女とも各年度、ほぼ一定数で推移しているが、大正後期以降「無試験検定合格者」の急増によって急激にその比率を低下させるのであった。

一般に「無試験検定」の資格認定を受けるには「先ず申請シテ参リマスト、予備試験ミタヤウニ筆記試験ヲヤリ、筆記試験ヲ受ケタルモノニ對シテ更ニ専門家ヲ派遣シテ教育現状ヲ視察シ、實力試験ヲヤッテ優良ナ成績ヲ示シタ学校ニ對シテ許可ヲ與ヘテ居リマス、」と教育課程、レベル、教員、設備、入学者要件などを厳しく統制され、学科目の程度は高等師範学校と東京女子高等師範学校の当該科目と同等以上とし、さらにその科目を教授する教員および設備、出席率が考慮され、またその申請には生徒の成績が一つの基準とされるという厳しいもの

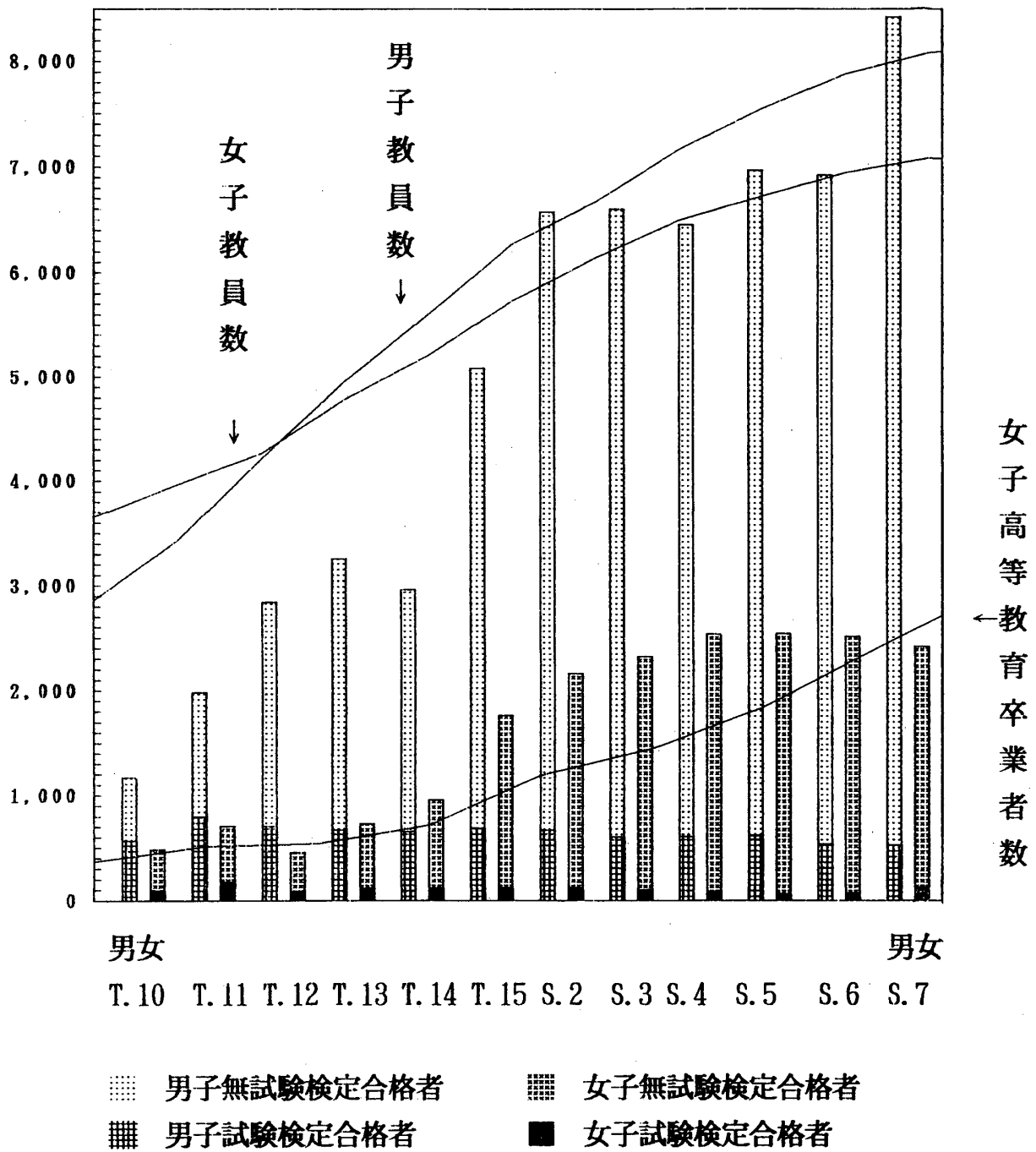
であった。（牧、1971、p.400-405）そしてこの無試験検定資格の申請に先立って、学校を代表として数名が試験検定に挑戦したのである。

しかし、このような認可基準の厳しさも、各学校にひとたびこの資格付与が認可されれば教育実習が義務付けられているわけでもなく、「其ノ後ハ教員ニ如何ナル異動ガアリマセウトモ、殆ド監督ハ致シマセズ、…最初ノ間、許可ヲ與ヘルマデハ、不適當ナ教員ガアレバモット良イ教員ヲ採用シロ、設備ヲモット良クシロト言ヘバ直グニ直シテ呉レル状況デアリマスガ、其ノ後ハ設備ガ良クナルノモアリマセウガ、悪クナルノモゴザイマス、」と、その教育の質が常に管理されていたわけではなかった。（牧、1971、pp.400-405）したがって、教員としての実力が必ずしも保証されていたわけではないが、認可以降、政府がそれを厳しく統制することもなかったことから、「最初目的ヲ達スル為ニ努メマシタ努力ヲ其ノ後ハ殆ドヤラナイヤウナ傾ガアリマシテ、第一回ノ特典ヲ得タ者ハ別デアリマシテモ、ドウモ其ノ後ハ學力ガ不十分ノヤウデゴザイマス、」⁴⁾ といった無試験検定資格試験合格者のレベルの低下が懸念される事態も生じていたのである。このように政府は認可後に統制を加えることはないが、しかし積極的に女子高等教育の制度化を推進することもなく、この職業資格検定の付与権を承認することによって一定のレベルに達した教育機関に対する権威付与を行っていたと言えよう。

IV. 教職就業状況と量的拡大

無試験検定試験による免許状取得方式は、実際の就業はともかく、生徒、教育機関双方からその認可が強く求められ、その結果、膨大な教職予備軍を生じることとなった。大正後期から昭和初期にかけて女子専門学校卒業者数の増加とともに合格者も増え、その数は昭和初期には年々2000名を越えていた。（グラフ1）大正初期までは、中等教員養成を教育目標として掲げた津田英学塾、共立女子職業学校など一部の女子専門学校に限られていた無試験資格認定も大正後期以降一般化し、昭和10年にはついに医歯薬学系以外の女子専門学校31校のうち29校に1学科以上の資格認定が付与されていた。（『専門学校資料上』1956より算出）

（図1）によれば大正13年前後に無試験検定認可件数の急増が認められる。これは主に私立の教養主義教育を掲げていた伝統校が教職志願者の増加に対応するかたちで認可申請した学校である。また昭和3年ごろのピークはその大部分が大正後期から昭和初期にかけて創設され



『文部省年報』各年度より集計して作成

グラフ 1 中等教員検定試験合格者数 (実人数)
 女子高等教育 (本科) 卒業生数 (医歯薬学系を除く)
 高等女学校教員数 (男女別)

『専門学校資料 上』文部省大学学術局, 1956より作成

| | |
|---|--|
| 日本女子大学校 (M37) M44 (家政) | T12 (英語) S3 (国語) S8 (理科) |
| 女子英学塾 (M37) M38 (英語) | |
| 神戸女学院専門部 (M42) 帝国女子専門学校 (M44) | T12 (英語) S3 (家政) S6 (国語) |
| 東京女子神学専門学校 (M44) 同志社女学校専門学部 (M45) | T13 (英語) T13 (家政) |
| 聖心女子学院高等専門 (T4) | T14 (英語) S8 (国語) |
| 東京女子大学 (T7) | T15 (英語) S7 (国語) |
| 活水女子専門学校 (T8) 京都女子高等専門学校 (T9) | S4 (英語) T14 (国語) T15 (家政) |
| 東京女子専門学校 (T11) M44 (家政) | S3 (英語) |
| 福岡県立女子専門学校 (T11) | * S3 (国語) S3 (家政) |
| 大阪府女子専門学校 (T13) | * S3 (国語) S3 (英語) S3 (家政) S4 (理科) |
| 実践女子専門学校 (T14) | T10 (家政) T14 (国語) S3 (英語) |
| 共立女子専門学校 (T14) M44 (家政) | |
| 宮城県立女子専門学校 (T15) | * S4 (国語) S4 (英語) |
| 日本女子体育専門学校 (T15) 千代田女子専門学校 (S2) | S3 (体操) S3 (家政) S6 (国語) |
| 京都府立女子専門学校 (S2) | * S5 (国語) S5 (家政) |
| 金城女子専門学校 (S2) | S4 (家政) S5 (英語) S7 (国語) |
| 東京家政専門学校 (S2) 広島女子専門学校 (S3) | S3 (家政) * S3 (家政) S3 (国語) |
| 和洋女子専門学校 (S3) M45 (家政) | |
| 東京女子経済専門学校 (S3) 相愛女子専門学校 (S3) 長野県女子専門学校 (S4) 日本女子経済専門学校 (S4) 椋山女子専門学校 (S4) 女子美術専門学校 (S4) T4 (家政) | S6 (国語) T13 (美術) |
| 大谷女子専門学校 (S5) 安城女子専門学校 (S5) 広島女学院専門学校 (S7) 青山学院女子専門学校 (S8) | S8 (国語) S9 (家政) |

注) 但し、昭和10年までに専門学校として認可された学校のみ。

裁縫、家事、手芸、家政はすべて「家政」に統一。

* いずれも公立女子専門学校。各々の県立高等女学校専攻科に付与されていた中等教員無試験検定資格が引き継がれている。

図1 中等教員無試験検定ノ取扱ヲ許可シタル学校 (学校別、学科目別)

た地方の公立女子専門学校である。これら公立女子専門学校では無試験検定資格付与がその設立の前提にもなっていた。⁵⁾ このように中等教員無試験検定資格は中等教員の供給という本来の目的以外に、女子専門学校の存在理由と威信を保持する上で必要不可欠なものとなっていたことを意味する。確かに、大正中期までの中等教員不足は女子高等教育の量的拡大の契機となったが、政府の様々な教員優遇策や検定試験緩和策、さらには臨時教員養成所の拡充などの施策が効を奏し、大正15年には無試験検定合格者の急増と中等諸学校生徒数の一時的停滞により一転して教員就職難という状況に陥ったのである。⁶⁾ 高等女学校教員は大正12年頃にはすでに男子教員が女子教員を上回っていたが、昭和初期にはさらに大恐慌期の大学卒業生就職難(伊藤彰浩, 1987, 1990)の影響を思わせる男子教員数の増加が認められる。(グラフ1) このことは特に「英語科」「国文科」といった男子と競合する学科のみをもつ津田英学塾や東京女子大学などの教職就業率を著しく低下させた。しかし同時に、共立女子専門学校、和洋女子専門学校といった男子の参入し得ない「裁縫科」の教員就職率も低下していることから、中等教員需要が全体的にすでに飽和状態にあったことを伺わせる。この事情を津田英学塾では次のように記している。

「…大正12年頃までは塾(津田英学塾)の外、英語科教員無試験検定の許可を受けた女子専門学校もなかった。自然教員の需要は頗る多く、毎年卒業生数の2倍・3倍の申込があった。ところが昭和に入ると、事情は著しく変わって来た。第一塾の卒業生は年毎に増し、就職希望者も多くなった。第二に全国的に中等教員の有資格者が多くなり、中等学校の教員需要は殆ど飽和状態に近

くなった。それに経済界の不況が加わったので、これまで嘗て就職に心を煩はしたことのない塾生の間にも就職難の聲はやかましくなった。その傾向は既に昭和3・4年頃から現れたが、5・6年になって益々深刻となり、遂に『卒業は失業なり』との嘆聲をさえ聞くようになった。」(括弧内は執筆者による)(『津田英学塾四十年史』, p.389)

(表1)は主要女子専門学校の卒業者の状況である。昭和3年度と昭和5年度を比較すれば、「教員トナリタル者」の減少が著しいことがわかる。昭和3年では60%~70%という高い教職就業率を誇っていた津田英学塾、共立女子専門学校および和洋女子専門学校も昭和5年度には、それぞれ11.0%, 23.8%, 33.3%と軒並み低い値を示す。

一方、就職難といえども2年間の教職服務義務のあった東京女子高等師範学校は優先的に高等女学校あるいは女子師範学校に配属され、しかも彼女らの勤続年数は極めて長く、⁷⁾したがって東京女子高等師範学校卒業者の高等女学校教員における占有率は必然的に高いものとなっていた。それは昭和3年における東京府立第一高等女学校の教職員の構成をみても55名の教員中、女子教員30名、そのうち東京女子高等師範学校出身者は15名であった。因みに東京音楽学校3名(女子)津田英学塾(英語)2名、共立女子職業学校(裁縫)奈良女子高等師範学校および東京女子大学がそれぞれ1名であった。(『創立第四十周年記念誌』pp.117~120より集計)したがって公立・私立女子専門学校の無試験検定資格による合格者の急増も実際には多数の未就業者を生み出していたのである。青山学院女子専門部でも「大半が教員免許状を取得出来たが、(昭和12年には27名の卒業生中25名に教員免許証

表1 「専門学校卒業生状況表」(昭和3年度, 5年度) 文部省より作成

| 昭和3年度 | 官公庁 | 教員 | 実業 | 勉学中 | 死亡 | その他 | 計 |
|-------|-----|-------------|----|-----|----|-----|-----|
| 日本女子大 | 15 | 55 (16.6%) | 19 | 3 | 1 | 237 | 330 |
| 津田英学塾 | 1 | 25 (73.5%) | 0 | 6 | 0 | 2 | 34 |
| 東京女子大 | 0 | 5 (10.9%) | 0 | 14 | 0 | 27 | 46 |
| 共立女専 | 0 | 152 (64.1%) | 0 | 0 | 0 | 85 | 237 |
| 和洋女専 | 0 | 130 (60.2%) | 0 | 0 | 0 | 86 | 216 |
| 昭和5年度 | 官公庁 | 教員 | 実業 | 勉学中 | 死亡 | その他 | 計 |
| 日本女子大 | 9 | 27 (9.5%) | 6 | 32 | 1 | 209 | 284 |
| 津田英学塾 | 2 | 9 (11.0%) | 5 | 9 | 0 | 57 | 82 |
| 東京女子大 | 0 | 1 (1.0%) | 0 | 10 | 0 | 94 | 105 |
| 共立女専 | 1 | 46 (23.8%) | 4 | 0 | 0 | 142 | 193 |
| 和洋女専 | 0 | 70 (33.3%) | 0 | 0 | 0 | 140 | 210 |

が授与)ほとんど就職せず家庭に入った。1学級中、僅かに2~3人が教職につき」といった状態であった。(『青山女学院史』, p.434) (括弧内は執筆者による加筆)

中等教員過剰期におけるこのような教員検定志願者の激増(『教育時論』1488号, 大正15年10月15日)と、私立・公立女子専門学校における教員養成課程の相次ぐ増設は、この職業資格の有利さを著しく低下させるものであった。したがって大正後期から昭和初期にかけての女子専門学校におけるこのような中等教員無試験検定資格認定校の拡大は職業資格取得に対する要求の増大というよりもむしろ女子の高等教育志向を反映したものとして捉えることができよう。

V. 職業資格の学歴資格への転化

職業資格認定を可能とするカリキュラムの充実によって機関が職業資格を授与する制度は、高等教育機関の提供するプログラムの質を保証し (E.Grady Bogue & Robert L. Saunders, 1992, pp.119-136), その機関が職業資格の準備教育をするところであるという認識を一般化することに寄与する。

中等教員資格は卒業後の入職の手段であると同時に職業資格によってアクレディテイトされた学校の学歴を表示し、自身の能力を証明するものでもあった。いわば職業資格がその本来の機能を離れて個人の能力の序列を表示する機能を果たす、いわゆる学歴資格への転化が女子高等教育の領域にも次第に顕れてきたといえよう。

『聖心女子学院創立五十年史 下』は大正9年、同校として始めて中等教員検定試験に挑戦した二人の学生の様子を次のように伝えている。

「試験官といえば、神田乃武、市河三喜、岡倉覚三、スウィフト氏など錚々たる当時超一流の学者ばかりで、先ずその顔ぶれに度肝を抜かれる程であった…当時試験検定受験者と云えば髭を生やした三十代四十代の男達で、既に教員の経験をもつもの、或いは外国商社に勤めて英語堪能の者というのが普通であった。この中に混ざったわずか二十歳の令嬢二人。しかも和服を着て付添女中を従え、自動車で試験場に乗りつけたのであるから、驚いたのは試験官のほうである。試験官のほうは何処の誰方様か分からないが、この御令嬢様多少からかってやれという気分も起ったらしい。…『吾が家にとって教員免許状など何の必要があるか』と思ったKさんの父上も可愛い娘のこととあっては放ってはおけない。…二人の合格は家族の喜びとなり、学校全体のお祝いになった。新聞は写真入り大見出しで、最年少二十歳の令嬢がこの難

関を突破したことを称賛し、『ブラウニングが好きだ』などどうい合格者の談話も発表された。学校では祝賀会の準備が進められた。」(同上, pp.403-404)

このように、限られた階層の教養としての学問が、必ずしもそれを必要としない職業資格による認定を求め、それによって序列づけされた学歴階梯による女性自身の社会的地位の表示化が進展する。

職業資格は特定の職業への就業のみを目的としているわけではない。それは、明治中期において唯一の女子高等教育機関であり中等教員養成という明確な目的をもって設立された東京女子高等師範学校でもその初期には「…いきおい教職を求める者のほかに、学問研究や他の専門職を志す生徒までもがここに活路を求め」(『お茶の水女子大学百年史』, p.61), 大正後期に至っても生徒の進学動機として「もっと上の学校で勉強したいという向上心」「もっと何かをやってやろう」「自分が一番良く生きるためには、もっと勉強しなくてはならない」といった高等教育機会そのものに対する要求があったことは、(『お茶の水出の50年』, p.48, p.51) 他の教養型、職業教育型いずれの女子高等教育機関においてもこのような要求が大きかったことは容易に推測できよう。

さらに、女性自身の社会的地位の編成が学歴の序列化として進行したことで、自らの位置付けを求める女子生徒が増加するのである。

「仙台にあった女学校1年の冬のある日、寮の窓から、日頃謹厳の代表像のような舎監先生が提灯を持って走り回っておられるのが見えた。聞けば、東京女高師の合格発表を知らせる報とのこと、女高師へ入るといのはよくよくの大事業なのだということが分かり、以来女高師が私の目標となった。」(同上 p.13)

そして「…女高師を志望し、落ちたら目白の女子大(日本女子大学)へゆくつもりでした。」(括弧内は執筆者による) (同上 p.28) と、学校の序列による進路選択をする生徒も現れるのであった。このような序列付けにおいて、職業系女子専門学校、教養系女子専門学校という明確な区分は次第に薄らいでいた。生徒の父兄が、弁護士、芸術家、医師といった専門職層が34.8%を占め、(『青山女学院史』, p.431) 東京山の手の中上流階級の子女という、公立高等女学校とは異なる私立特有の家庭的背景をもつ青山学院高等女学部の昭和11年卒業生177名の進学状況をみれば、付設の青山学院女子専門部への進学者17名は別として、東京女子高等師範学校3名、津田英学塾3名、日本女子大学7名、東京女子大学7名、東京音楽学校3名、医専・薬専・その他44名、就職18名、家庭75名と、(同上 p.434) その進学先として、特

にその出身階層の文化を反映する女子専門学校が選ばれたということはない。同様に、当初は職業資格を目的としたわけではないが公的認定を受けた職業資格を持つことがやがてはその女性の職業領域への進出を促すこともある。聖心女子学院の「令嬢」も後には聖心女子学院に英語教師として勤務することになるのである。(『聖心女子学院創立五十年史 下』, p.423)

VI. まとめ—レジティマシーの形成と意味

中等教員無試験検定資格の認定は女子の高等教育機会に強力なレジティマシーを付与するものであった。それは、各教育機関がこの職業資格の基準を満たす一定の質のプログラムを提供することに対して国家が権威付与することによって成り立っていた。女子の高等教育が男子のそれに比べて、国家的人材養成という明瞭なる目的を見出せないがゆえに、これを制度化し、維持していく上で必要な意味付与の過程であった。

中等教員資格をはじめとする職業資格の全てが就業を確実にするものではないが、近代における高等教育が職業的専門知識と深く結びつき、その職業資格認定を制度内に取り込んで発展した経緯からすれば、女子の高等教育もまたこのような職業的価値観によって支えられた近代的学校システムのなかでの評価を獲得しなければ存続不可能であったという事実が浮かび上がってくる。中等教員資格は女子の専門的職業への進出と高等教育機関への進学に最も早くレジティマシーを付与した職業資格の一つであると同時に、女子高等教育の拡大に一定の秩序を与え制度化されるプロセスを準備した。それは女子高等教育を近代国家の中に組み入れるためのプロセスでもあった。

このようにみれば、戦前期の女子高等教育の発展を職業教育あるいは文化資本の形成のいずれかの視点からのみ論ずることは大きな誤りをおかすことになりかねない。両者は社会と高等教育への要求のダイナミックな発展の中で、密接にからまりあっていたのであり、その一つの鍵となっていたのが、中等教員無試験検定資格のレジティマシー付与機能だったということができる。本稿はそうした関係を卒業生の言説などを通して明らかにしたのであったが、さらに別の角度からの論点も必要となろう。さらにこうした構造は戦後の女子高等教育にも引き継がれるものであり、そうした点についても今後の研究の課題としたい。

(指導教官 金子元久教授)

註

- 1) 中等教員研究としては、牧(1971)、中内・河合(1970)、細谷(1956)、広島大学日本東洋教育史研究室(1987)、山田(1992)などがあげられる。しかし女子中等教員については殆ど言及されていない。
- 2) このような高等教育機関と職業資格との関係については E.Grady Bogue & Robert L.Saunders, 1992, pp.119-136が詳細に分析をしている。
- 3) 明治35年、哲学館(現東洋大学)では、中等教員無試験検定の許可学校としての第一回の卒業試験の際に、講師中島徳蔵の倫理科の試験問題に対する一生徒の答案をめぐる、哲学館の指導方が問題に発展し、許可学校の許可取消となった「哲学館事件」は、当時の国家統制の厳しさを物語る。この事件に関しては、西村誠(1967)に詳しい。
- 4) 『教育審議会諮問第1号特別委員会整理委員会議事録』第13輯 pp.337-384 牧正一教員検定委員会書記による説明(第27回整理委員会・昭和15年5月3日)より
- 5) ただし、これらの公立女子専門学校ではその前身である県立高等女学校専攻科において無試験検定資格が付与され、専門学校昇格にともなって無試験検定資格も専門学校に継承されたものが多い。
- 6) 大正中期以降の中等教育の拡大に伴う教員不足は深刻であり、大正15年4月の時点でも中等教員優遇策や官立の直接養成機関の卒業生を各府県に配布することが決定されるなど(『教育時論』1470号、大正15年4月15日、同1483号、大正15年8月25日)有資格教員確保のための対策がとられたが、やがてこれらの施策が効を奏し折しも不景気の影響で、この数ヶ月後には中等教員無試験検定出願者の激増という事態をみる。(『教育時論』1488号、大正15年10月15日)
- 7) ここで東京女子高等師範学校出身者の平均就業率をみれば義務修業年限の2年間を大幅に上回る24.8年間(大正10~14年卒業者のアンケート調査『お茶の水出の50年』1975年)であった。

参考文献

- 青井和夫編著, 1988, 『高学歴女性のライフコース』, 勁草書房。
 天野郁夫, 1989, 『近代日本高等教育研究』, 玉川大学出版会。
 1983, 『試験の社会史』, 東京大学出版会。
 1976, 「高等教育機関の設置認可と基準判定(1)」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第23集。
 天野正子, 1986, 「戦前期・近代化と女子高等教育」天野正子編『女子高等教育の座標』垣内出版, p.p.30-58。
 1987, 「婚姻における女性の学歴と社会階層—戦前期日本の場合—」『教育社会学研究』東洋館出版社, 1987, p.p.70-91。
 青山さゆり会, 1973, 『青山女学院史』。
 Bogue E.Grady & Saunders, 1992, The Evidence for Quality Jössey-Bass Publishers。
 第27回整理委員会・昭和15年5月3日『教育審議会諮問第1号特別委員会整理委員会議事録』第13輯, p.p.337-384, 牧正一教員検定委員会書記による説明。
 細谷恒夫編, 『教師の社会的地位』有斐閣, 1956。
 橋本鉦市, 1992, 「近代日本における専門職と資格試験制度」『教育社会学研究』第51集, p.p.136-153。
 林えりこ, 『日本女子大桂華寮』, 新潮社, 1988。
 広島大学教育学部日本東洋教育史研究室, 1987, 『中等教員史の研究 第一輯』。
 広島女子大学『広島女子大学創立六十周年記念誌』1981。
 伊藤彰浩, 1987, 「昭和恐慌期における『知識階級』就職難問題」

- 『大学論集』第17集, 広島大学, 大学教育研究センター, p.p.121-142。
- 伊藤彰浩, 1990, 「戦前期日本における高等教育と就職難問題—その系譜と比較史的考察—」『大学論集』第18集, 広島大学, 大学教育研究センター, p.p.471-1694。
- 陣内靖彦, 『日本の教員社会』, 東洋館出版, 1988。
- 女子美術大学, 『女子美術大学略史』, 1960。
- 唐沢富太郎, 『教師の歴史—教師の生活と倫理—』, 創文社, 1955。
- 木下比呂美, 1982, 「明治期における育児天職論と女子教育」『教育学研究』第49巻 第3号, 1982年9月, p.p.23-32。
- 共立女子学園 『共立女子学園百年史』, 1986。
- 共立女子職業学校, 『桜の友』15号, 大正15年。
- 牧昌見, 「再改正教育令の教員資格制度史上の意義」『東北大学研究年報』第13集, p.58-77, 1965。
- 牧昌見, 1971, 『日本教員資格制度史研究』風間書房。
- 文部省大学学術局技術教育課, 1956, 『専門学校資料 上・下』。
- 村上信彦, 1983, 『大正期の職業婦人』, ドメス出版。
- 村田鈴子著, 『わが国女子高等教育成立 過程の研究』, 風間書房, 1980。
- 中内敏夫・河合章編, 『日本の教師 2 中等学校教師の歩み』, 明治図書, 1970。
- 日本女子大学女子教育研究会編, 1975, 『女子教育研究双書 5 大正の女子教育』, 国土社。
- 日本女子大学女子教育研究会編, 1984, 『女子教育研究双書7 昭和前期の女子教育』, 国土社。
- 西村誠, 「戦前中等教員養成と私立学校—『哲学館事件』にふれて—」『東洋大学紀要 文学部編』第21集, 1967。
- お茶の水女子大学, 『お茶の水女子大学百年史』, 1985。
- 桜井役, 『女子教育史』, 増進堂, 1943。
- 聖心女子学院, 1958, 『聖心女子学院創立五十年史 上, 下』。
- 地域社会研究所, 1975, 「高年齢を生きる—7 お茶の水出の50年」, 国勢社
- 津田英学塾, 『津田英学塾四十年史』, 1941。
- 津田塾大学企画調査室編, 1989-1990, 『卒業生に聞く—津田塾オーラル・ヒストリー・シリーズ』第1~第8号。
- 東京府立第一高等女学校 『創立第四十年記念誌』, 1928。
- 東京都都政史料館編, 『都史紀要17 東京の各種学校』, 1968。
- 山田浩之, 「戦前期における中等教員社会の階層性—学歴による給与の格差を中心として—」『教育社会学研究』第50集, 東洋館出版社, 1992。